

政令第 号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表渋谷駅周辺地域の項の次に次のように加える。

池袋駅周 辺地域	
	東京都豊島区の区域のうち、文京区と豊島区との区界線と一般国道二百五十四号線との交 会点を起点とし、順次同国道、東武鉄道東上本線、池袋一丁目及び池袋二丁目と西池袋一 丁目との境界線、特別区道十一―百十、特別区道十一―七百十、特別区道十一―十三、特 別区道十二―八百二十、特別区道十二―九百六十、特別区道十二―九百七十、特別区道十 二―七百九十、特別区道十二―九百九十、特別区道十二―六百八十、東日本旅客鉄道山手 線、西武鉄道池袋線、特別区道十二―二百二十、都道芝新宿王子線、南池袋三丁目及び南

池袋四丁目と南池袋二丁目との境界線、特別区道四十二―二百、特別区道四十二―二百六十、都道音羽池袋線、南池袋四丁目と南池袋二丁目及び東池袋五丁目との境界線並びに文京区と豊島区との区界線を経て起点に至る線（道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表川崎駅周辺地域の項の次に次のように加える。

相模原橋	相模原市緑区及び中央区の区域のうち、市道東橋本大山と市道橋本小山との交差点を起点
本駅周辺	とし、順次同市道、市道橋本六十六号、市道橋本七十一号、市道橋本六十九号、市道橋本七十五号、市道橋本二十七号、市道橋本駅北口、市道相原高校前通、東日本旅客鉄道横浜
・相模原	線、一般国道十六号線、市道橋本百三号、市道橋本九十二号、市道橋本石神、市道大山氷
駅周辺地	川、市道宮上横山、東日本旅客鉄道横浜線及び市道東橋本大山を経て起点に至る道路又は
域	鉄道の中心線で囲まれた区域
	相模原市中央区の区域のうち、北緯三五度三四分五九秒・九八東経一三九度二二分二五秒 ・九八の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度三五分一〇秒・二〇東経一三九度二

二分六秒・四七の地点まで、同地点から北緯三五度三五分六秒・四一東経一三九度二二分三秒・五〇の地点まで、同地点から北緯三五度三五分四秒・三五東経一三九度二二分二秒・三二の地点まで、同地点から北緯三五度三五分一秒・八二東経一三九度二二分一秒・六四の地点まで、同地点から北緯三五度三五分〇秒・一九東経一三九度二二分一秒・二〇の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五〇秒・五四東経一三九度二二分一秒・七九の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五三秒・七八東経一三九度二二分二秒・三〇の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五四秒・二二東経一三九度二二分二秒・四六の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域

第一条の表相模原橋本駅周辺地域の項を削る。

第一条の表名古屋駅周辺・伏見・栄地域の項中「市道駅西第一号線、市道駅西第七十二号線」を「市道駅西第五十六号線、県道名古屋津島線」に改める。

第一条の表京都駅周辺地域の項中「市道梅逕経三号線」を「市道塩小路通、府道七条大宮四ツ塚線、市道木津屋橋通、市道壬生通、府道梅津東山七条線、市道千本通、市道朱雀緯一号線、市道中堂寺経八号線、一

般国道九号線、西日本旅客鉄道山陰線の西側端線、下京区中堂寺北町五番三、同区中堂寺北町五番六、同区中堂寺北町五番四及び同区中堂寺北町五番五と同区中堂寺北町十番三との境界線、市道新千本通の東側端線、一般国道九号線、市道天神通、市道中堂寺通、市道御前通、市道西七条緯二号線、市道西七条経七号線、府道梅津東山七条線、市道新千本通の東側端線、市道梅小路通の東側端線、同区梅小路日影町一番二十四及び同区梅小路日影町一番二十七と同区梅小路日影町一番十六との境界線、同区梅小路日影町一番二十七、同区梅小路日影町一番二十八及び同区梅小路日影町一番と同区梅小路日影町一番二十との境界線、同区梅小路日影町一番と同区梅小路日影町一番十五、同区梅小路日影町一番十一及び同区梅小路日影町一番十二との境界線、同区梅小路日影町一番九と同区梅小路日影町一番七との境界線、南区八条源町一番二と同区八条源町四番二との境界線、下京区観喜寺町と南区八条源町及び同区八条町との境界線、西日本旅客鉄道山陰線、府道七条大宮四ツ塚線、市道梅逕緯二号線」に、「線及び」を「線並びに」に、「道路」を「市道新千本通及び市道梅小路通以外の道路、一般国道九号線以北の西日本旅客鉄道山陰線以外の鉄道」に改める。

第一条の表小倉駅周辺地域の項中「市道浅野六号線と一般国道百九十九号線」を「市道浅野一号線と市道

浅野三十二号線の北側端線」に、「国道、市道浅野二号線、市道浅野米町一号線、浅野一丁目と京町三丁目との境界線、市道砂津京町一号線、市道京町船頭町一号線」を「同市道の北側端線、市道浅野十四号線の北側及び西側端線、市道浅野三十三号線、市道浅野五号線、一般国道百九十九号線、市道浅野四号線」に、「及び市道浅野六号線」を、「市道浅野六号線、一般国道百九十九号線並びに市道浅野一号線」に改め、「線」の下に「市道浅野三十二号線及び市道浅野十四号線以外の」を、「囲まれた区域」の下に「浅野三丁目九番の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域」を加える。

第一条の表備考第二号中「小倉駅周辺地域」を削り、同表備考第三号中「相模原橋本駅周辺地域」を削り、同表備考第七号中「名古屋駅周辺・伏見・栄地域」を削り、同表備考第八号中「京都駅周辺地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

九 池袋駅周辺地域、相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、京都駅周辺地域及び小倉駅周辺地域 平成二十七年五月二十六日

第二条中「及び渋谷駅周辺地域」を「渋谷駅周辺地域及び池袋駅周辺地域」に改める。

第二条の表名古屋駅周辺・伏見・栄地域の項中「市道駅西第一号線、市道駅西第七十二号線」を「市道駅

西第五十六号線、県道名古屋津島線」に改める。

第二条の表大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域の項地域の欄に次のように加える。

大阪市北区の区域のうち、中之島二丁目から六丁目までの区域

大阪市中心部の区域のうち、市道井池筋線と府道石切大阪線との交差点を起点とし、順次同府道、一般国道二十五号線、市道土佐堀南岸線、市道船場魚棚筋線、市道淡路町線、市道御堂裏線、府道大阪八尾線、市道佐野屋橋筋線、市道玉造西九条線、市道豊屋町線、府道大阪八尾線、市道井池筋線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

第二条の表備考第一号中「、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」を削り、同表備考第二号中「及び名古屋駅周辺・伏見・栄地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

三 名古屋駅周辺・伏見・栄地域及び大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 平成二十七年五月二十六

日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域として新たに池袋駅周辺地域を定める等の必要があるからである。